

# 松阪市民病院の指定管理に係る基本協定書

松 阪 市

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部三重県済生会

# 松阪市民病院の指定管理に係る基本協定書

松阪市（以下「甲」という。）と社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団<sup>済生会</sup>支部三重県済生会（以下「乙」という。）は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第9号。以下「通則条例」という。）第7条の規定に基づき、指定管理者が行う松阪市民病院（以下「市民病院」という。）の管理運営に関する基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## 第1章 総 則

### （本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、市民病院を適正かつ円滑に管理するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、市民病院の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用し、地域住民等に対する質の高い医療提供体制の構築とその効果を最大限に発揮させ、甲がを目指す施策の実現に寄与するとともに、施設の効率的な運営による経費の削減に資することを十分に理解し、もって地域福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

### （公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、市民病院の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び指定管理者が行う管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

### （信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

### （指定管理者の責務）

第5条 乙は、「地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方検証委員会」の答申書（令和5年9月29日付け「地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方について」）の内容を十分理解し、その内容を踏まえて本業務の実施に当たるものとする。

### （指定期間）

第6条 乙が、市民病院の指定管理者として本業務を行う期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、この限りではない。

2 本業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（管理物件）

第7条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。

- 2 管理施設の内容は「別記1 管理施設」のとおりとする。管理物品の内容については、別途示すものとする。
- 3 管理施設は、市民病院の敷地及び甲が所有する建築物、構築物、工作物、機械設備、外構、植栽の他、利用者が使用する駐車場等、乙が本業務を行うに当たり管理が必要となる物件を含むものとする。

（申請、届出）

第8条 乙は、本業務の実施に関して必要な免許、許可及び認可等を受けなければならない。

## 第2章 業務の範囲

（本業務の範囲）

第9条 乙が行う本業務の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市民病院における診療、訪問看護事業及び居宅介護支援事業に関する業務
  - (2) 市民病院等の利用に係る料金に関する業務
  - (3) 管理物件の維持管理に関する業務
  - (4) 利用者に対する物品の販売又はサービスの提供
  - (5) 松阪市健診センターとの連携に関する業務
  - (6) その他甲又は乙が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、「別記2 松阪市民病院の指定管理に係る業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（業務範囲及び業務実施条件の変更）

第10条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対して本業務の範囲及び業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議を行わなければならない。
- 3 業務範囲又は業務実施条件の変更の可否及びそれに伴う管理運営経費等の変更等については、前項の協議を受けて決定するものとする。
- 4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

#### (自主事業)

第 11 条 乙は、市民病院の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができる。

- 2 自主事業の実施による収入は、乙の収入とする。
- 3 乙は、自主事業を実施する場合、甲に対して事前に事業計画書を提出し、承認を得なければならぬ。
- 4 乙は、自主事業を行うために市民病院の施設及び附属設備等を使用するときは、甲に対して目的外使用許可の申請を行わなければならない。
- 5 甲は、乙が自主事業を実施するに当たって、別途実施事業に対しての条件等を定めることができるものとする。
- 6 指定管理者による指定期間が満了したとき、又は甲による指定の取消しが行われたときは、乙は、自主事業を終了しなければならない。
- 7 乙は、前項の規定により自主事業を終了する場合は、施設及び附属設備等を速やかに原状回復しなければならない。ただし、甲が認める場合においては、その限りでない。

### 第 3 章 業務の実施

#### (法令等の遵守)

第 12 条 乙は、本業務の実施に際し、本協定、年度協定、条例及び関係法令等のほか、仕様書、申請要項及び提案書を遵守して実施するものとする。

#### (開業準備)

第 13 条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、円滑な移行を図るため、事務引継ぎ等必要な準備を進めるものとする。この場合において、準備に必要な費用は、乙が負担するものとする。

#### (第三者による実施)

第 14 条 乙は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、本業務の実施に当たり、あらかじめ甲の承認を得た場合、本業務の一部を第三者に委託又は請け負わせることができる。
- 3 乙は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、すべて乙の責任と費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

#### (政治的中立)

第 15 条 乙は、市民病院の運営においては、公設施設として政治的中立を守り、特定の政党又は

特定の候補者の利害に関する事業を行ってはならない。

(責任とリスクの分担)

第 16 条 本業務に係る甲及び乙の責任とリスクの分担は、「別記3 市と指定管理者の責任（リスク）分担表」のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑惑がある場合、又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上、リスクの分担を決定する。

(緊急時の対応)

第 17 条 乙は、指定期間中、本業務の実施に関連して事故又は災害等の緊急事態が発生したときは、速やかに利用者の安全確保を図り、その状況に対して速やかに必要な措置を講じるとともに、速やかに甲を含む関係者に報告し、必要に応じて甲の指示に従うものとする。

2 乙は、地震その他の天災又は施設において事故が発生した場合その他本業務の遂行が不可能である場合又は著しく困難な緊急の事態が生じた場合、速やかに甲に連絡し、甲乙協議の上、決定した復旧措置を講ずるものとする。

3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、松阪市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関からの要請に対して協力するものとする。

4 乙は、事故又は災害等の緊急の事態に備え、利用者と管理物件の安全確保を目的に、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを作成する等、体制を整えなければならない。

(医療事故等の対応)

第 18 条 医療事故等が発生した場合、乙は、適切な措置を講じるとともに、必要に応じて速やかに甲に報告するものとする。

2 前項に係る事故が発生した場合、甲及び乙は、互いに協力し、相手方に対して誠実に対応するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 19 条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(文書等の管理・保存)

第 20 条 乙は、本業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等（図面及び電磁的記録を含む。）については、「別記4 文書管理上の留意事項」に基づき、適正に管理及び保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第 21 条 乙は、個人情報保護の重要性に鑑み、通則条例第 11 条及び関係法令のほか、「別記5 個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

- 2 乙は、本業務の履行に際して甲から提供された個人情報を本業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 3 乙は、甲があらかじめ承認した場合を除き、本業務の履行に際して甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。
- 4 前2項の規定は、指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(秘密保持義務)

- 第22条 乙は、乙の役員等（監事を含む。）若しくは本業務に従事している者又はこれらの者であった者が、本業務に関し知り得た秘密（個人情報を除く。）を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対しても秘密の保持を義務づけるものとする。

(情報公開)

- 第23条 乙は、本業務の履行に際して作成又は取得した情報等については、松阪市情報公開条例（平成17年条例第6号）の趣旨を踏まえ、適正な情報公開に努めなければならない。
- 2 乙は、本業務を行うに当たり保有する情報について、甲から提供を求められたときは、これに応じなければならない。

## 第4章 事業計画及び事業報告

(事業計画)

- 第24条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに次年度の事業計画書、予算書、設備投資計画書その他甲が必要と認めるもの（以下「事業計画書等」という。）を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の事業計画書等を受理したときは、速やかに確認を行わなければならない。

(事業報告)

- 第25条 乙は、通則条例第10条の規定に基づき、事業報告書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に、貸借対照表及び損益計算書（以下「貸借対照表等」という。）を甲に提出するものとする。
  - 3 月次の報告等の取扱いは、甲乙協議の上、決定するものとする。
  - 4 甲は、必要があると認めたときは、事業報告書及び貸借対照表等の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(年報の作成)

- 第26条 乙は、市民病院の運営状況を明らかにするために、年度ごとに年報を作成するものとする。
- 2 年報の内容は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(その他の報告)

第 27 条 乙は、事業報告のほか、本業務に係る重要な事項については、事前に甲に報告するものとする。

- 2 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあると知ったときは、ただちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 3 その他甲が必要と認める場合は、隨時報告を求めることができるものとする。

## 第 5 章 評価及び改善指示等

(モニタリング)

第 28 条 甲は、仕様書等、及び事業計画書に適合した本業務の遂行を確保するため、乙の業務実施状況に関して、「別記 6 モニタリング特記事項」に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。

- 2 乙は、甲が実施するモニタリングに協力するとともに、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
  - (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケート
  - (2) 点検及び評価の実施に必要な統計データ等の提供
  - (3) 第 54 条に規定する運営協議会への出席及び説明
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、モニタリングの実施に必要な事項
- 3 甲は、モニタリングの結果、乙による本業務の遂行が仕様書等、及び事業計画書の仕様及び水準を満たさないと認めた場合は、各業務につき改善要求を行うことができる。
- 4 乙は、本業務に関し、仕様及び水準を満たしていない状況が生じ、かつ、これを自ら認識した場合は、直ちに甲に対してその理由及び状況並びに対応方針等を報告し、説明しなければならない。
- 5 甲は、必要に応じて、本業務について利用者等へのヒアリングを行うことができる。

(業務実施状況の確認)

第 29 条 甲は、乙が提出した定期報告及び事業報告書に基づき、乙が行う本業務の実施状況及び管理物件の管理状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項による確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、隨時、管理物件へ立ち入ることができる。また甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況について説明を求めることができる。

(改善勧告)

第 30 条 甲は、前条による確認の結果、乙の業務内容が仕様書等を満たしていないと認める場合は、乙に対して業務の改善を勧告することができる。

- 2 乙は、前項に定める改善の勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

## 第6章 指定管理料及び利用料金等

### (会計・経理の原則)

- 第31条 乙は、乙の行う他の事業と本業務に係る会計とを区分するとともに、本業務に固有の金融機関の口座を開設し、その適切な運用を図らなければならない。
- 2 乙は、本協定に特別に定めのあるものを除き、市民病院に関し発生するすべての収入及び支出を前項で定める会計に計上しなければならない。
- 3 乙は、第1項の会計について、乙が定める経理細則等に基づいて行うものとする。

### (経費の分担)

- 第32条 乙が本業務を行うために必要な経費は、原則として、乙の負担とする。

### (指定管理料及び運営交付金)

- 第33条 甲は、乙に対し、本業務に対する対価を支払わないものとする。
- 2 甲は、政策的医療を実施するための費用、地域医療を守るための費用、及び本業務の目的をより効果的に達成するために甲が負担することが適切と甲が認める経費に相当する額を、運営交付金として乙に支払うものとする。各年度の運営交付金の額は、年度協定により定めるものとし、交付に係る手続き等については、別に定める要綱等によるものとする。

### (利用料金の取扱い)

- 第34条 乙は、市民病院の利用に係る料金を、乙の収入として收受することができるものとし、收受に係る事務の経費は、乙の負担とする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は乙に帰属する。
- 2 乙は、前項の料金の額を、松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成17年条例第294号。以下「使用料及び手数料条例」という。）に定める範囲内において、甲の承認を得て定めるものとする。ただし、法令で定められているものは、その額とする。
- 3 乙は、利用料金を、特別な定めがある場合を除き、利用者等にその都度請求し、納付させるものとする。また、利用料金を納付させる場合は、その内容を明らかにし、利用者等に対して説明責任を負うものとする。

### (手数料の徴収委託)

- 第35条 甲は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、使用料及び手数料条例に定める診断書、証明書等の交付手数料の徴収業務を、乙に委託するものとする。なお、乙が徴収した交付手数料は、甲に納入するものとする。
- 2 甲は、前項の徴収業務の委託料として、乙が甲に納入した手数料収入に相当する金額を、乙に支払うものとする。

(その他の収入)

第36条 乙は、次の各号に掲げるものを、自らの収入として収受することができる。

- (1) 第9条第1項第4号に規定する物品の販売、その他利用者の利便性向上に資する業務による収入
- (2) 第11条に規定する自主事業による収入
- (3) その他市民病院の管理運営に付随する収入

(指定管理者負担金)

第37条 乙は、次の各号に掲げる額を指定管理者負担金として、甲に支払うものとする。各年度の指定管理者負担金の額は、年度協定により定めるものとする。

- (1) 松阪市民病院事業会計の各事業年度の減価償却費から長期前受金戻入相当額を控除した額のうち、使用状況に基づく一定割合の額
- (2) 第39条第1項の規定に基づき、施設及び設備の改良、改修及び修繕を行った場合の費用の一部
- (3) 第40条第3項第1号の規定に基づき、備品の修繕を行った場合の費用の一部

2 病院事業債の償還方法等は、関係機関と協議調整の上、甲が決定する。

## 第7章 施設・備品の取り扱い

(施設、設備の維持管理)

第38条 乙は、甲の資産である市民病院の土地・建物、設備及び付帯施設（以下「施設等」という。）について、適正かつ良好な状態で維持管理するものとし、本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、施設等の維持管理に当たっては、法令等に定める有資格者を必要に応じて配置しなければならない。

3 施設等の維持管理に必要な経費は、乙の負担とする。

(施設等の改良、改修及び修繕)

第39条 施設及び設備の改良、改修及び修繕については、法人税法上の取扱いを参考とし、資本的支出に該当する場合は、甲乙協議の上、甲が発注し、乙は指定管理者負担金を負担するものとする。

2 前項に定めるもの以外の場合は、甲乙協議の上、乙が発注し、乙がその費用の全額を負担するものとする。

3 前2項のいずれに該当するか疑義があるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(備品（医療機器、什器備品等）の保守、修繕、更新等)

第40条 甲は、市民病院に属する備品を乙に貸与し、乙は、指定期間中、備品を常に良好な状態に保つものとする。

- 2 乙は、故意又は過失により備品を毀損・損失した場合は、甲との協議により、必要に応じて弁償又は自己の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達するものとする。
- 3 備品の修繕については、次の各号のとおりとする。
  - (1) 備品の修繕については、法人税法上の取扱いを参考とし、資本的支出に該当する場合は、甲乙協議の上、甲が発注し、乙は指定管理者負担金を負担するものとする。
  - (2) 上記(1)以外の場合は、甲乙協議の上、乙が発注し、乙がその費用の全額を負担するものとする。
- 4 備品の更新及び新規購入については、次の各号のとおりとする。
  - (1) 予定価格が1件当たり1,000万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上となる場合は、甲乙協議の上、乙が発注し、甲は購入価格の2分の1を上限に補助を行うものとする。甲が補助する金額の総額は、指定管理期間の10年間で合計10億円までとし、各事業年度においては、甲が認めた設備投資計画に従い、補助金額を決定する。補助に係る手続き等については、別に定める要綱等によるものとする。なお、補助金交付の条件として、甲の補助により購入した備品の所有権は乙が有するものとし、市民病院において設置・使用するものとする。また、指定期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときには、原則として甲に譲渡するものとし、譲渡しない場合においては、指定期間の満了時点、又は指定を取り消された時点で耐用年数が満了していないものは、甲乙協議の上、当該備品に係る残存価格相当額に補助率を乗じた額を甲に返還するものとする。
  - (2) 予定価格が1件当たり1,000万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上となるもので、緊急その他の必要性がある場合は、甲乙協議の上、乙が発注し、乙がその費用の全額を負担することにより行うことができるものとし、その備品の所有権は乙が有する。
  - (3) 前2項以外のものについては、乙が更新及び新規購入を行うものとし、その備品の所有権は乙が有する。
- 5 乙が全額を負担して更新及び新規購入した備品について、指定期間の満了時、又は指定を取り消されたときには、その取扱いについて、甲と乙で協議を行うものとする。
- 6 乙が既存施設にて保有している備品については、安全に機能することを確認の上、市民病院にて使用することができる。

(情報システムの運用管理・保守、更新等)

第41条 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止のために必要な措置及び災害時等のシステムダウンやネットワーク攻撃に対する対応策を講じた上で、情報システムを適切に運用管理しなければならない。

- 2 情報システムの運用管理、保守及び更新等については、前条各項に規定する備品(医療機器、什器備品等)の取扱いに準ずるものとする。

## 第8章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償)

第 42 条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事由があると認めたときは、この限りではない。

(第三者への損害賠償)

第 43 条 乙は、本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲と乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由による第三者の損害を賠償したときは、乙に対して求償権を有するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第 44 条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 45 条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で乙と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による業務実施の免除)

第 46 条 不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなった場合は、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。この場合において、不可抗力の認定及び実施できない業務の範囲は、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 乙が不可抗力により、政策的な医療機能の提供に属する業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を運営交付金から減額するものとする。

## 第 9 章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第 47 条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎを行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による市民病院の視察を申し出ることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由のある場合を除き、その申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第 48 条 指定管理者による指定期間が満了したとき、又は甲による指定の取消しが行われたときは、乙は、乙の責めに帰すべき破損又は汚損した部分を原状に回復するものとし、その範囲等については甲乙協議の上、定めるものとする。ただし、施設等の価値を高めるなど相当の理由が認められるときは、甲の承認により原状回復を不要とする。また、災害等の不可抗力により事業を継続できないときも不要とする。

(備品等の扱い)

第 49 条 指定期間が満了し指定管理者として管理を行わなくなったとき及び法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときの備品等の扱いは、乙が、本業務の用に供するため購入及び市民病院に持ち込んだ備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

## 第 10 章 指定の取消し

(甲による指定の取消し又は業務の停止命令)

第 50 条 甲は、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、又は社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされたとき
  - (2) 乙の財政状況が著しく悪化し、本業務の継続が困難であると認められたとき
  - (3) 甲の指示に従わないとき又は第 30 条に規定する改善の勧告に応じないとき
  - (4) 本業務の履行に際し不正行為があったとき
  - (5) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
  - (6) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
  - (7) 乙が暴力団等に該当すると認められるとき
  - (8) 第 14 条第 2 項に規定する第三者が暴力団等に該当すると認められた場合であって、乙に対して、当該第三者との契約の解除を求め、乙が当該第三者との契約の解除の求めを拒否したとき
  - (9) 自らの責めに帰すべき事由により、乙から本協定の解除の申出があったとき
  - (10) その他乙の責めに帰すべき事由により本業務を継続することが適当でないと甲が認めたとき
- 2 甲は、前項の規定に基づき、指定の取消しを行おうとするときは、事前にその旨を乙に通知

し、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取消しの理由
- (2) 指定取消しの要否
- (3) 乙による改善策の提示と指定の取消しまでの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じてもその賠償の責めを負わないものとする。

4 甲は、第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、乙に対して損害の賠償及び違約金の支払いを求めることができる。

(指定管理者による指定の取消しの申出)

第51条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出しができるものとする。

- (1) 甲が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき
- (3) その他乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取消しを希望するとき

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙と協議の上、その処理を決定するものとする。

3 乙は、第1項の規定による指定の取消しを申し出る場合は、その取消しを受けようとする日の1年前までに申し出なければならない。

4 第1項の規定による指定の取消しの申出を受け、甲が指定の取消しを行った場合に発生する損害又は損失の取扱いは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由による場合は、甲は乙に対して損害の賠償及び違約金の支払いを求めることができる。

(不可抗力による指定の取消し)

第52条 甲及び乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に對して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されたときは、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項の取消しによって甲及び乙に発生する損害、損失及び増加費用の取扱いは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(指定期間満了前の取消し時の措置に関する事項)

第53条 乙は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、市民病院の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

## 第11章 その他

(運営協議会)

第 54 条 甲及び乙は、市民病院の運営に関する報告、協議又は調整等を目的として、両者の代表で構成する運営協議会を設置するものとする。

2 運営協議会の詳細については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(請求、通知等)

第 55 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の定めるところによる。

(協定の変更)

第 56 条 本業務を履行するに当たり、前提条件及び内容等の変更又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(裁判所管轄)

第 57 条 本協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(協定の費用)

第 58 条 本協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義についての協議)

第 59 条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年5月7日

甲 松阪市殿町1340番地1

松阪市

松阪市長 竹上真人

乙 松阪市朝日町一区15番地6

社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財團</sub>済生会支部三重県済生会

支部長 諸岡芳人

## 別記1 管理施設

### ・病院施設

名 称：松阪市民病院

所 在 地：松阪市殿町 1550 番地

敷地面積：14,153.50 m<sup>2</sup>

延床面積：24,378.60 m<sup>2</sup>

建物名称	階数	延床面積
本館	地上6階、地下1階、塔屋2階	19,905.18 m <sup>2</sup>
旧脳神経外科診療棟	地上2階（本館増築）	
新館	地上3階、塔屋1階	4,473.42 m <sup>2</sup>

※新館のうち、松阪市健診センター（1階：193.00 m<sup>2</sup>、2階：1,372.75 m<sup>2</sup>）は本協定による管理対象から除く。ただし、市民病院との共用設備等で、法的に分割しての保守管理等ができないものや分割しての保守管理等が合理的でない場合等については、甲乙及び松阪市健診センターの指定管理者で別途協議するものとする。

## 別記2 市民病院の指定管理に係る業務仕様書

本業務の具体的な内容は、次のとおりとする。なお、乙が必要と認めるときは、事前に甲の承認を得て変更することができる。また、機能転換に向けた管理運営業務の詳細等については、今後甲乙協議の上、決定するものとする。

### （1）地域医療における役割

乙は、在り方検証委員会の答申書に基づき、市民病院の指定管理者としての業務の前提として、1組織として強靭な医療提供体制を構築し、多様な働き方に対応できる魅力ある職場環境を整備するとともに、目途として令和12年度（2030年度）までに市民病院の一定の高度急性期・急性期機能を集約し、松阪区域の高度な医療を提供する体制を構築すること。

### （2）市民病院における診療に関する業務

#### ① 診療等に関する業務

市民病院が提供する入院診療、外来診療等の医療及び医療関連行為並びに関係業務（診察、相談、検査、処置、手術、調剤、投薬、看護、診断、給食、靈安、受付、会計等すべての業務）。

##### （ア）基本的な医療機能

- ・日常的に必要な医療を提供すること。
- ・機能転換までの間は、機能転換に向けての一定の調整を除き、原則として現行の機能を維持すること。
- ・機能転換後は、回復期機能を中心とした医療を提供するものとする。高度急性期・急性期・慢性期・在宅医療等を繋ぐ地域医療のかけ橋となり、地域包括ケアシステムを支えるサブアキュート（急性期に当たはまらない一時的な入院、在宅医療を支える一時的な入院）及びポストアキュート（急性期治療後の自宅復帰に向けた入院）を中心とした回復期の医療を提供すること。実施に当たっては、指定管理者とならない基幹病院をはじめとする地域の医療・介護関係者との連携をさらに強化していくこと。また、乙が運営する基幹病院が担う高度急性期・急性期医療の受け皿になることだけではなく、今後需要が見込まれる地域からの受入れ（サブアキュート）機能を充実させること。
- ・機能転換後も、緩和ケア病棟を維持すること。また、市民病院が担う医療体制に必要となる一定の急性期病床についても設置すること。
- ・市民ニーズや他の医療機関との連携及び役割分担を踏まえた特色ある医療を実施すること。

##### （イ）診療科

- ・機能転換までの間は、原則として現行の診療科の維持に努めること。
- ・機能転換後については、現行の診療科を乙が運営する基幹病院に機能集約又は乙が運営する基幹病院と機能分化していくものとするが、市民病院では高齢者に多い疾病を中心に対応していくための診療科や機能の維持に努めることとし、内科、

整形外科、リハビリテーション科、泌尿器科、眼科、皮膚科、歯科口腔外科、放射線科、緩和ケア科を設置する。その他の診療科についても、甲乙協議の上、設置することができるものとする。

(ウ) 外来診療体制

- ・各診療科の診療は、患者が受診しやすいよう配慮すること。
- ・機能転換までの間は、原則として現行の外来診療体制を維持すること。
- ・外来診療体制を維持するために、必要な医療スタッフを配置すること。

(エ) 入院診療体制

- ・機能転換までの間は、原則として現行の入院診療体制を維持すること。
- ・入院診療体制を維持するために、必要な医療スタッフを配置すること。
- ・機能転換後の病床数は、急性期病棟、回復期病棟及び緩和ケア病棟を含めて 150 床以上 200 床未満とする。

(オ) 看護

- ・患者の状況に応じた、適切な看護ケアを行うこと。
- ・機能転換までの間は、原則として、現状の看護配置基準を維持すること。
- ・看護基準・手順が定められていること。
- ・体系的な継続教育を行うこと。

② 政策的医療機能

(ア) 救急医療の確保

- ・機能転換までの間は、原則として松阪地域の二次救急病院として、地域の医療機関と連携を図り、救急医療の受入体制を維持すること。ただし、機能転換に向けては、市民病院の救急医療体制を乙が運営する基幹病院へ段階的に機能集約するものとし、具体的な時期や方法等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(イ) 訪問看護事業

- ・現行の訪問看護ステーションを、指定管理期間開始後も継続して運営すること。

(ウ) 居宅介護支援事業

- ・現行の居宅介護支援事業所を、指定管理期間開始後も継続して運営すること。

(エ) 感染症医療

- ・機能転換までの間は、原則として第二種感染症指定医療機関として、感染症患者に対し早期に良質かつ適切な医療を提供すること。
- ・機能転換後においても、市民病院及び乙が運営する基幹病院の双方又はいずれかにおいて、現状の感染症医療を維持すること。

(オ) 災害時医療

- ・機能転換までの間は、原則として松阪地域における災害拠点病院として、松阪市地域防災計画、松阪市水防計画、松阪市国民保護計画等に基づき、災害時に想定される重篤な救急患者や透析患者等の受け入れを行うとともに、被災者の医療救護活動の中心的な役割を担うこと。また、災害医療派遣チーム（D M A T）も継続して運用すること。

- ・機能転換後においても、乙が運営する基幹病院が災害拠点病院として行う災害医療の一翼を担うこと。

(カ) へき地医療

- ・機能転換までの間は、原則としてへき地医療拠点病院として、へき地等の診療所への代診医派遣や地域医療の維持に貢献すること。
- ・機能転換後においても、乙が運営する基幹病院がへき地医療拠点病院として行うへき地医療の一翼を担うこと。

③ 高度急性期・急性期・慢性期・在宅医療等を繋ぐ地域医療のかけ橋としての役割

在り方検証委員会の答申書に基づき、乙は地域医療のかけ橋として必要な役割を果たすためのサービス（例えば、病院間シャトルバスの運行や相談窓口の設置等）については、指定管理者の申請において提案し、それを受けた甲乙協議の上、決定するものとする。

④ 医療の質の向上に向けた役割

(ア) 医療における安全管理

- ・医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 12 及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 11 の規定に基づき、安全管理のための体制を確保し、安全な医療を提供すること。
- ・感染対策マニュアルを作成し、院内感染の標準予防策を実施すること。

(イ) 医療倫理に基づく医療の提供

- ・患者中心の医療を行うこと。
- ・患者の請求に応じてカルテを開示すること。
- ・医療データベースの構築と情報提供を行うこと。

⑤ 地域医療全体の質の向上に向けた役割

患者や市民への地域医療に対する啓発活動や情報提供活動など、地域医療全体の質を向上させる取り組みを行うこと。

⑥ 患者及び来院者へのサービス

乙は、患者及び来院者へのサービスを提供すること。

⑦ 医師、看護師等の人材育成

臨床研修病院（協力型）として、医師の人材育成に取り組むこと。また、学生実習について、積極的に受け入れる体制を整備すること。

(3) 市民病院等の利用に係る料金に関する業務

① 料金の収受等

- ・市民病院の利用に係る料金を乙の収入とする利用料金制とし、収受に係る事務の経費は、乙の負担とする。
- ・甲は、地方公営企業法第 33 条の 2 の規定により、診断書、証明書等の交付の手数料、訪問看護ステーション事業及び居宅介護支援事業所の利用料金（以下「手数料」という。）の徴収業務を乙に委託する。乙は、手数料を甲に代わって徴収し、甲に納入することとする。甲は、納入された手数料収入に相当する金額を乙に支払う。

- ・特別な定めがある場合を除き、利用者等にその都度請求し、納付させること。
- ② 利用料金及び手数料の決定
- ・利用料金の額は、使用料及び手数料条例に定める範囲内において、乙が事前に甲の承認を得て定めるものとする。
  - ・手数料の額は、使用料及び手数料条例に定める額とする。ただし、法令等で定められているものはその額とする。

#### （4）施設、設備、器具等の維持管理に関する業務

- ① 施設及び設備の維持管理
- ・乙は、病院の施設及び設備の機能と環境を良好に維持し、医療等の提供が円滑に行われるよう、施設・設備の日常点検、保守及び法定点検等の保守管理業務を行うこと。
  - ・施設及び設備に破損、故障等が発生した場合、又は発生が見込まれる場合は、速やかに修繕等を行うこと。
  - ・新館の松阪市健診センター部分の維持管理は、原則として松阪市健診センターの指定管理者が行う。ただし、市民病院との共用設備等で、法的に分割しての保守管理等ができないものや分割しての保守管理等が合理的でない場合等については、甲、乙及び松阪市健診センターの指定管理者で別途協議するものとする。
- ② 備品の管理
- ・備品については、備品台帳を作成し、適切な管理を行うこと。
  - ・甲が所有する医療機器及び備品の故障又は亡失があった場合、及び廃棄については、その旨を直ちに甲に報告すること。
  - ・備品に破損、故障等が発生した場合、又は発生が見込まれる場合は、速やかに修繕等を行うこと。
  - ・指定期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときには、備品台帳を市に提出すること。
- ③ 駐車場の管理
- ・病院利用者が利用する駐車場（松阪市駐車場及び市民病院第二駐車場）の管理を行うこと。

#### （5）利用者に対する物品の販売又はサービスの提供

- ① 売店の設置
- ・病院利用者の利便に資するため、売店を設置すること。
- ② 送迎バスの運行
- ・市民病院第二駐車場が必要な間は、平日の診療日には、市民病院と市民病院第二駐車場との間で送迎バスを運行すること。

#### （6）松阪市健診センターとの連携

松阪市健診センターと協力・連携を行うこと。また、同センターが実施する健診業務のうち一部検査業務について、甲又は同センターから受託依頼があった場合は、これに応じるこ

と。なお、受託金額については診療報酬と同程度の金額を想定しているが、受託に係る諸条件の詳細については協議するものとする。

(7) その他甲又は乙が必要と認める業務

① 管理運営に付随する業務

- 管理運営に付随する次の業務を適切に実施すること。
- ・病院運営に係る法令に基づく主務官庁への申請・届出
  - ・病院運営に係る周辺住民等の苦情、紛争の処理
  - ・病院運営に係る廃棄物の処理
  - ・患者アンケートの実施

② 甲の事業への協力

甲の事業において市民病院の協力を必要とする場合は、乙は、乙が運営する基幹病院も合わせて可能な限り協力に努めること。この場合における甲の負担は、協議により定める。

③ その他業務

市民病院において、その他必要と認められる業務については、今後甲乙協議の上、実施するものとする。

別記3 市と指定管理者の責任（リスク）分担表

項 目	内 容	リスクの分担	
		市	指定 管理者
包括的管理責任	—	○	
必要な資金の確保	—		○
緊急時の対応	利用者の安全確保、避難誘導		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務又は協定内容を不履行		○
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加	両者の協議	
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	上記以外の税制改正		○
診療報酬の改定	収入・支出の増減		○
指定管理業務の中止・中断・遅延	市の責任によるもの	○	
	指定管理者の責任によるもの		○
	いずれの責めにも帰しがたいもの	両者の協議	
書類の誤り	市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
官公署の免許、許可、認可等	申請、届出		○
行政財産の目的外使用許可	申請		○
	許可	○	
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情		○
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や犯罪発生等		○
	第三者の悪意によるもの等	両者の協議	
資料等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損傷		○
	第三者による損傷又は原因の特定が困難な場合	両者の協議	
補助金の交付	申請書類の提出	○	
	申請書類の作成		○
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加等		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○

項 目	内 容	リスクの分担	
		市	指定 管理 者
施設・設備・備品（医療機器、什器備品等）の管理	維持管理・保守		○
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・備品等の損傷		○
	設置瑕疵（施設の構造上等の不備）によるもの	○	
	施設・設備の改良・改修・修繕、備品の修繕 ・資本的支出に該当する場合	○	負担金
	施設・設備の改良・改修・修繕、備品の修繕 ・上記以外（資本的支出に該当しない場合）		○
	備品の更新及び新規購入 ・1,000万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上	1/2 補助	○
	備品の更新及び新規購入 ・1,000万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満		○
	上記以外による施設・設備・備品等の損傷	両者の協議	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	医療事故等		○
	指定管理者が故意又は過失により市民病院を損傷又は滅失		○
	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたとき		○
	施設の瑕疵による損害賠償	○	
	上記以外の場合	両者の協議	
保険加入	建物総合損害共済	○	
	病院賠償責任保険		○
	自動車損害共済		○
	上記以外	両者の協議	
事業終了時の費用	市の事情により期間中途での業務の廃止に伴う撤収費用	○	
	指定管理期間の満了及び期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○
不可抗力	自然災害（地震、台風など）による業務の休止、変更、延期 又は臨時休業	両者の協議	

## 別記4 文書管理上の留意事項

### (基本的事項)

第1 乙は、その業務に従事している者が文書等を取り扱う際には、適正かつ円滑に処理し、散逸、汚損等のないようにするとともに、常にその所在及び処理の経過を明らかにしておくよう必要な措置を講じなければならない。

### (文書等の管理基準等)

第2 乙は、文書等を適正に管理するため、甲と協議の上、文書等の管理及び整理などに関して、当該業務の性質、内容等に基づく文書等の管理基準を定めなければならない。

### (文書等の保存期間)

第3 処理が完結した文書等（以下「完結文書」という。）の保存年限は、松阪市文書管理規程（平成17年訓令第7号）第30条第2項別表に準じて定めるものとする。

### (文書等の廃棄の手続)

第4 乙は、甲の承認を得た上で、保存年限が到来した完結文書を廃棄するものとする。なお、完結文書の廃棄は、文書等の内容、媒体等に応じて、適正かつ確実な方法により行うものとする。

### (文書等の引継ぎ)

第5 乙は、指定管理者の指定期間が満了した後、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定が取り消された後には、保存年限が到来していない完結文書又は甲の指示したものを甲又は甲の指定するものに引き継がなければならない。

## 別記5 個人情報取扱特記事項

### (基本事項)

第1 甲及び乙は、本協定による事務を処理するに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (管理体制等の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について管理体制及び実施体制を整備し、書面により甲に報告しなければならない。なおこの報告は、当該体制に変更が生じた場合においても同様とする。

### (従業者への教育)

第3 乙は、本協定による事務に従事する者に対し、個人情報の保護に関して必要な教育及び研修を実施しなければならない。

### (秘密保持)

第4 乙は、本協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、本協定による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、本協定による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

### (個人情報の安全管理)

第5 乙は、本協定による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

2 乙は、本協定による事務に従事する者以外の者に、個人情報の取扱いをさせてはならない。

3 乙は、本協定による事務に係る個人情報を情報システムで取り扱う場合には、情報セキュリティ対策等必要な措置を講じなければならない。

### (再委託の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、本協定による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾を得て、本協定による個人情報の処理を再委託しようとする場合、再委託の相手方（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下、同じ。）に本協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

3 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法に

について具体的に規定しなければならない。

4 乙は、本協定による事務の一部を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(取得の制限)

第7 乙は、本協定による事務を処理するために個人情報を取得するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本協定による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製等の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本協定による事務に係る個人情報を複写、複製、又は外部への送信、送付若しくは持ち出ししてはならない。

(派遣労働者に対する措置)

第10 乙は、本協定による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第11 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、再発防止策の策定等その指示に従わなければならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、同様とする。

2 甲は、乙から前項の報告があった場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還又は処分)

第12 乙は、指定期間が満了し、又は指定を取り消されたときは、本協定による事務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

2 乙は、個人情報を処分する場合は、事前に処分する個人情報の項目、媒体名、数量、処分の方法及び処分予定日を書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、個人情報の処分に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 乙は、個人情報の処分を行った後、処分を行った日時、担当者名及び処分の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

(協定内容の遵守状況についての報告及び監査等)

第13 乙は甲に対し、本協定による事務に係る個人情報の取扱いの状況について、この個人情報取扱特記事項に基づき、定期的に報告しなければならない。

2 甲は、本協定による事務に係る個人情報の取扱いについて、この個人情報取扱特記事項に基づき必要な措置が講じられているか確認する必要があると認められるときは、乙に対し監査等を実施することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、監査等を実施する場合は、甲から乙へ書面による事前の通知を行う必要がある。

3 前2項の規定は、甲の承諾による再委託においても同様とする。

(措置事項に違反した場合の指定の取り消し及び損害賠償)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、指定の取り消し及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第15 本協定による事務を処理するに当たり、個人情報と死者に関する情報を一体的に取り扱う場合は、当該死者の情報についても個人情報と同等の扱いとする。

2 乙は、この個人情報取扱特記事項に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 別記6 モニタリング特記事項

### 1 総則

甲及び乙は、本業務に対するモニタリングを実施し、甲は、申請要項、仕様書、及び事業計画書等に定める仕様及び水準の未達成が確認された場合には、乙に改善要求を行う。

### 2 モニタリングの方法

甲及び乙は、各々の費用負担において、指定期間中、管理運営業務に対するモニタリングを行う。

#### （1）乙によるモニタリング

乙は、日常的にモニタリングを行い、その結果を正確に記載した月報及び事業報告書を作成し、甲に提出する。

乙は、利用者へのアンケート調査を毎年度随時実施し、その結果を事業報告書に記載する。

#### （2）甲による定期モニタリング

甲は、本協定第25条に規定する乙が作成し提出する事業報告書の提出月の翌月末日までに、定期モニタリングを行う。定期モニタリングは、事業報告書の内容を確認し、乙の業務実施状況を確認する等の方法により実施する。また、甲は、必要に応じて施設巡回、業務監視、乙に対する説明要求及び立会い等を行い、乙の業務実施状況を確認する。

乙は、甲の定期モニタリングの実施につき、甲に対して最大限の協力を行うものとする。

#### （3）甲による随時モニタリング

甲は、指定期間中、必要に応じて随時モニタリングを実施する。随時モニタリングは、乙に事前に通知した上で乙に説明を求め、又は市民病院において本業務の状況を確認することができる。

乙は、甲の随時モニタリングの実施につき、甲に対して最大限の協力を行うものとする。

#### （4）甲による利用者ヒアリング等

甲は、必要に応じて、市民病院の利用者等へのヒアリングを行うことができる。